

開成町環境基本計画2017～2024

概要版

本町の今後の環境への取組みの方向を定めるため、平成 29 年3月に、「開成町環境基本計画」を改定しました。

わたしたちがしなければならないこと

本町は、酒匂川をはじめとする河川や、町内を流れる水路などが豊かな水をもたらし、水田や屋敷林、社寺林の緑が生活に潤いを与え、あじさいやホタルなど四季を彩る風景が美しい環境に恵まれた町です。しかし近年、私たちの生活や経済活動によって水や空気が汚れ、緑も減少するなど、町の環境が様々なダメージを受けています。

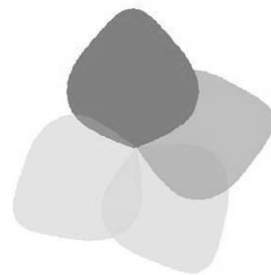


本来、自然はすぐれた再生能力を持っていますが、自動車利用や電気使用量の増加など、私たちの生活が便利で質が高くなる一方で、知らず知らずのうちに環境への負荷が大きくなり、自然のもつ再生能力が許容範囲を超え、町特有の環境が破壊されるばかりか、地球がもう二度と元の姿に戻らない日が訪れるかもしれません。

近年、地球規模の環境問題となっている地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決していくためには、私たちが、広く「環境」という分野に意識と関心を持つことが重要です。

そこで、町民・事業者・町(行政)が一体となって、今ある町の自然を大切に守り育てるとともに、壊した環境は元に戻す努力をするとともに、環境に与える負荷を最小限にとどめた生活様式の実践について、私たち一人一人の意識と努力で実現していくことが求められています。

田舎モダン



開成町

k a i s e i t o w n

I 環境基本計画とは・・・

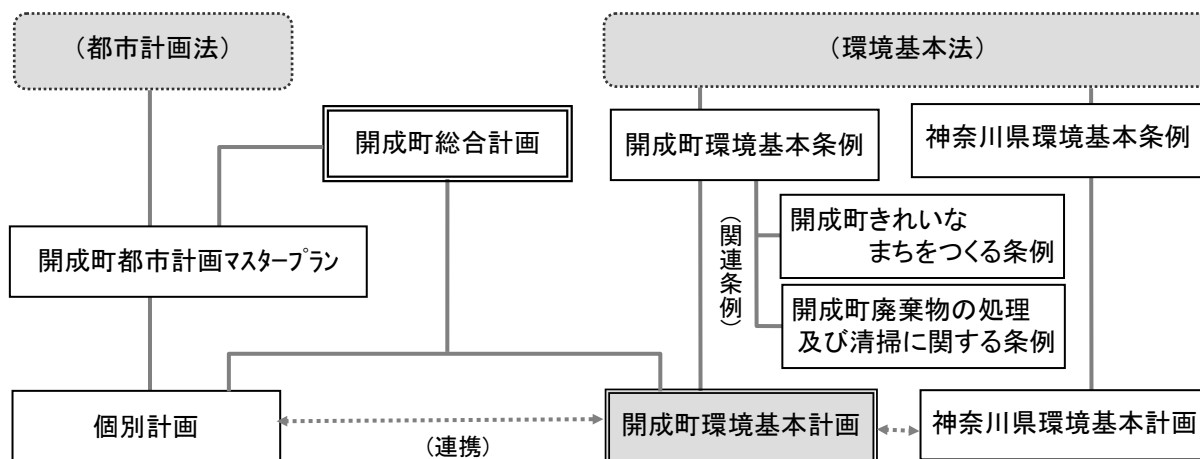
1 計画の目的と役割

町民・事業者・町（行政）が各々の立場において、またお互いが連携して、様々な環境の取り組みを実践することにより、持続的に発展することが可能なまちをめざすとともに、地球規模の環境の保全と創造に寄与することを目的としています。

この環境基本計画は、環境に関わる長期的な目標、目標の達成に向けた町民・事業者・町（行政）の各々の取り組みを示し、行動指針として活用していただくものです。

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、開成町における環境行政の基本事項を定めた環境基本条例の趣旨を受けて策定された、開成町総合計画を上位計画とする、環境に関する個別計画です。

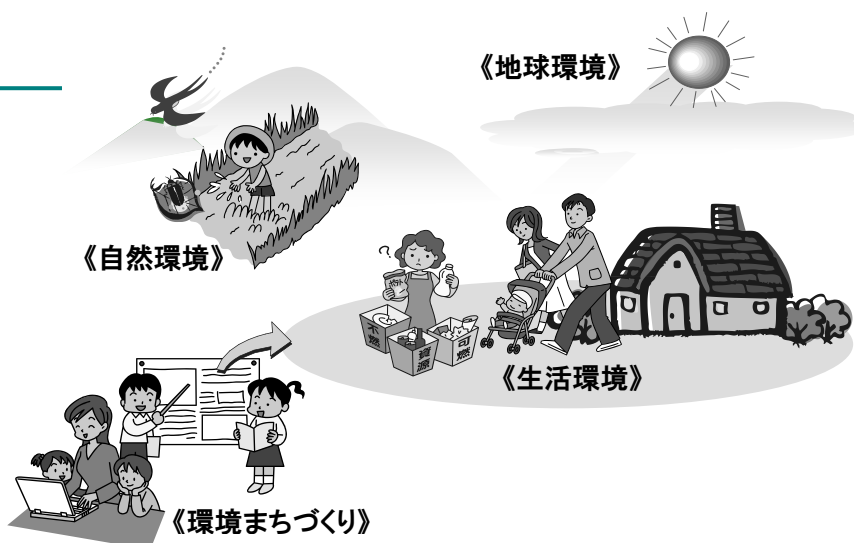


3 計画の期間

環境基本計画の計画期間は、**平成 29 年度**から**平成 36 年度**までの 8 年間とします。

4 計画で扱う範囲

わが町が誇る水や緑、自然の動植物などの「自然環境」、わたしたちの日常生活に密接に関係した水質汚濁や大気汚染、ごみ問題などの「生活環境」、地球温暖化やオゾン層破壊など広い視点での「地球環境」と、これらの環境を保全するための学習・教育や様々な啓発活動などの「環境まちづくり」とします。



Ⅱ まちがめざすもの

1 将来像と基本目標

本町の良好な環境を保全、継承していくために、前計画で定められた町の将来像と、以下に示す4つの基本目標を継承していくものとします。

将来像

「いつまでもうるおいとせせらぎのあるまち かいせい」

将来像には、「水と緑の豊かな、恵まれた自然環境とふれあい、将来世代にも受け継いでいく」という想いが込められているよ！



開成町環境基本計画

基本目標1

水と緑の保全と創出

～開成町ならではの
うるおいと
せせらぎを育もう～

基本目標2

生活からの
環境負荷軽減

～環境に負担をかけない
生活を心がけよう～

基本目標3

地球環境との共生

～次の世代に美しい
地球環境を
引き継ごう～

基本目標4

行政・企業・住民一体
の環境まちづくり

～長い目、広い視野で
ともに積極的に
取組もう～

2 町民・事業者・町(行政)・来街者の責務と役割

計画の推進にあたって、
町民、事業者、町(行政)、来街者の
責務と役割が定められているよ！
相互に理解し、協力しながら環境保
全・創造に取り組んでいくことが
必要なんだよ！



事業者

- 事業活動における公害防止、自然環境の適正な保全
- 廃棄物の適正処理及び発生抑制、再生利用促進による環境への負荷低減
- 地域における環境の保全・創造のための施策への参加・協力

町民

- 日常生活における公害の防止及び自然環境の適正な保全
- 廃棄物の発生の抑制、再生利用など環境への負荷低減
- 地域における環境の保全・創造のための施策への参加・協力

来街者

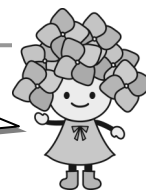
- 環境への負荷低減及び環境の保全・創造
- 町が行う環境の保全・創造のための施策への協力

町(行政)

- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- 環境への影響に関わる施策の実施における環境への負荷低減
- 国及び他の地方公共団体との連携・協力

Ⅲ 基本目標と取組みの方針

ここでは、基本目標の内容と、基本目標ごとの取組みの方針、達成目標、重点プランを紹介するよ！



基本目標1 水と緑の保全と創出 ～開成町ならではのうらおいとせせらぎを育もう～

- ◆水や緑の空間は、人々に安らぎと潤いを与えてくれます。本町においても、北部地域を中心とした農地や南北に張り巡らされた河川・水路など、豊かな水と緑が町の特徴となる自然景観を生み出しています。今後、ますます都市化が進む中で、これらの貴重な水や緑を守り育てながら、自然と共生し、融合したまちづくりを進めます。
- ◆市街地部においても、身近な緑の保全・創造に努め、潤いある美しいまちづくりを進めます。



取組みの方針

- 方針1：豊かな水を守ろう
- 方針2：周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう
- 方針3：生き物の生息環境を守り育てよう

達成目標（指標）

- 公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率を5%増やす。
- 公園ボランティア登録数を増やす。
- あじさいの里親登録数を増やす。
- ホタル生息地を創出する。

重点プラン

水辺環境の保全と緑の保全・創出

（生き物にやさしい環境づくり）

- ★河川・水路の適切な維持管理の推進
- ★生き物の棲める水路づくり
- ★休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

1

基本目標2 生活からの環境負荷軽減 ～環境に負担をかけない生活を心がけよう～

- ◆私たちの生活環境を脅かすものは、従来は工場等が主な原因の産業型公害が中心でしたが、今日では自動車の排ガスによる大気汚染、ごみの排出量やエネルギー消費量の増加といった、私たちの生活そのものが原因である都市・生活型公害へと変わってきています。
- ◆まず私たちの生活を見つめ、暮らし方や事業活動など身近なところから環境への負荷を少なくする取組みを進めます。



取組みの方針

- 方針1：ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めよう
- 方針2：環境美化を進めよう
- 方針3：安全に暮らせる生活環境を守ろう

達成目標（指標）

- 家庭系ごみ住民1人、1日あたりのごみの排出量を5%削減する。
- ごみの資源化率を40%以上にする。
- 美化活動（かいせいクリーンデーなど）への参加者数を5%アップする。
- 騒音等による苦情件数を増加させない。

重点プラン

ごみの減量化・資源化

（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの推進）

- ★町全体でごみの分別収集と資源化の推進
- ★生ごみ堆肥の活用

2

基本目標3 地球環境との共生 ～次の世代に美しい地球環境を引き継ごう～

- ◆自動車利用の増加や家庭での電気使用量の増加など、私たちの生活が便利になる一方で、知らず知らずのうちに地球環境に過大な負荷を与えています。
- ◆私たち一人一人が日々の生活や事業活動を見直し、省エネルギーに努めるなど環境に配慮した行動を実践していくことで、地球環境への負荷軽減に貢献していきます。



取組みの方針

方針1：限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう

方針2：環境負荷の少ないまちづくりを進めよう

達成目標（指標）

- 「COOL CHOICE」やその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす。
- ゼロエネルギーハウス（ZEH）に対する補助件数を毎年3件以上行う（延べ件数）。
- 自転車の安全な乗り方教室の参加者数を5%増やす。

重点プラン

地球温暖化防止対策の推進

（地球にやさしい暮らしの実現）

- ★「自転車のまちづくり」の推進
- ★家庭・事業所での地球温暖化防止運動の推進
- ★地球温暖化防止実行計画の推進

3

基本目標4 行政・企業・住民一体の環境まちづくり

～長い目、広い視野でともに積極的に取組もう～

- ◆私たちの暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するためには、一人一人が問題意識を持ち、できることから行動を起こしていくことが大切です。
- ◆私たちの生活に身近な問題から、地域を越えた環境問題や地球規模の環境問題を解決するため、町内にとどまらず、様々な立場の人々が協力・連携した取組みの輪を広げます。



取組みの方針

方針1：環境に対する知識・情報を身につけよう

方針2：自主的な環境保全活動を進めよう

方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう

達成目標（指標）

- 環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。
- 環境美化推進協議会委員の研修・交流回数を増やす
- 「町民の自主保全活動」への行政働きかけ件数を増やす。
- 町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。
- 環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。

重点プラン

環境学習の推進

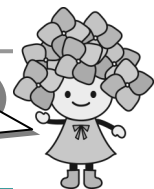
（みんなが学び、行動できるしくみづくり）

- ★世代別関心テーマの学習実践
- ★自治会、環境美化推進協議会委員などの交流
- ★環境調査・環境学習会の実施

4

Ⅳ 町の取組み

ここでは、将来像や基本目標を実現
していくために町が実施する取組
みを紹介するよ！



基本目標 1 水と緑の保全と創出 ～開成町ならではのうおいとせせらぎを育もう～

方針1：豊かな水を守ろう

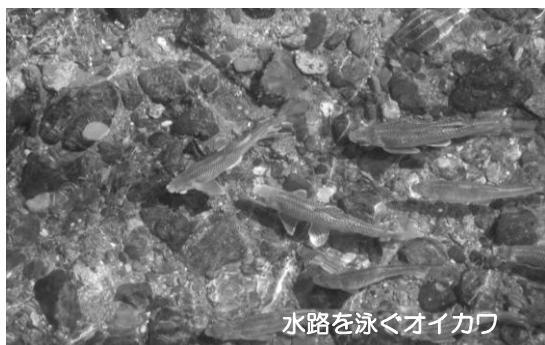
- ・雨水浸透施設の設置を促進することにより、地下水かん養を図ります。
- ・足柄上地区1市5町で組織する足柄上地区地下水保全連絡会議により、今後も定期的に地下水位の観測や水質調査を実施します。
- ・下水道処理区域外における合併処理浄化槽の整備と適切な維持管理を促進します。
- ・効率的なし尿や浄化槽汚泥の処理を行うため、足柄上衛生組合の施設の適正な運営を推進します。

方針2：周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう

- ・官民協働による公園や屋敷林、街路樹などの身近な緑の保全・創出に努めます
 - ①公園や街路樹などの緑の保全や創出を図るとともに、屋敷林の保全に努めます。
 - ②町民との協働により身近な緑を保全するため、公園ボランティア制度やあじさい里親制度の充実を図るとともに、街路樹の里親制度を検討します。
 - ③町民生活に潤いや安らぎを与える緑地の創出を図るため、開発指導による緑地の確保を図ります。
 - ④街路樹や植樹帯の整備による道路の緑化、自然豊かな公園整備に努めます。
 - ⑤緑の空間としての公園や緑地を維持するため、適切な維持管理を行います。
 - ⑥町の魅力を高めるため、観光資源である「あじさい」の適切な維持管理に努めます。
- ・本町の貴重な緑地である農地の保全に努めます。
 - ①農業振興策の効果を高めるため、まとまりのある一団の優良農地の保全を図ります。
 - ②環境保全型農業の推進と水田景観の保全に努めます。

方針3：生き物の生息環境を守り育てよう

- ・市街化調整区域の水路改修については、環境との調和に配慮した水路整備に努めます。
- ・ホタルが飛び交う豊かな水辺環境を維持するとともに、ホタルの餌であるカワニナの養殖などに取組む開成町ほたるの里づくり研究会の活動を支援します。
- ・北部地域において、ホタルの保護・育成を図り、環境学習や体験学習により生き物や自然に親しめるホタル公園の整備を行います。
- ・水路については、土用干し期間等において用水の通水が一時止まることから、その間、生物が生息できる環境を確保できるよう検討していきます。



水路を泳ぐオイカワ



アユの遡上（酒匂川）

基本目標２ 生活からの環境負荷軽減 ～環境に負担をかけない生活を心がけよう～

方針１：ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めよう

- ・ごみの減量化と資源化を推進するため、町民のごみ問題への関心を高め、ごみの発生抑制（リフューズ、リデュース、リユース）、再使用、再利用（リサイクル）を推進します。
- ・生ごみ堆肥を公共施設で積極的に活用するとともに、農業への利活用を促進します。
- ・家庭への生ごみ処理器の設置を促進します。
- ・ごみの分別ルールの徹底、不用品の再利用の推進など、ごみの資源化を進めます。
- ・剪定枝の堆肥化によるごみの減量化・資源化を推進するため、開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促進します。
- ・幼稚園・小学校・中学校における給食の生ごみを分別・収集し、堆肥化を継続します。
- ・各団体が実施する資源集団回収を奨励します。

方針２：環境美化を進めよう

- ・協働による環境美化活動の推進
 - ①積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、「かいせいクリーンデー」を実施します。
 - ②環境教育の一環として、小中学生による環境美化活動を推進します。
 - ③地域住民との協働により道路、河川、公園の草刈などを行うなど、美しい公共空間の維持に努めます。
 - ④開成町きれいなまちをつくる条例に基づき、町民や事業者、行政が一体となって、清潔で美しいまちづくりの実現を図ります。
 - ⑤広報紙やホームページを活用し、かいせいクリーンデーの参加促進を図ります。
 - ⑥環境美化推進協議会の協力により、不法投棄防止のための啓発やパトロールを強化します。
 - ⑦自治会や地域住民等の地域美化活動に対する支援の充実を図ります。
- ・環境美化意識の向上
 - ①開成町きれいなまちをつくる条例のPR活動を通じて、環境美化への理解と行動を促進します。
 - ②ごみのポイ捨てや落書きなどを防止するため、環境美化意識の向上を図ります。
 - ③犬や猫などのペットの飼い主のマナー向上を図ります。

方針３：安全に暮らせる生活環境を守ろう

- ・電気自動車（ＥＶ）などの環境性能に優れた低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブを推進します。
- ・産業活動による公害の発生を防止するため、神奈川県と連携し、町内の工場や事業所への指導を行います。
- ・神奈川県と連携し、建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止を推進とともに、アスベストに関する正確な情報の提供に努めます。
- ・放射能汚染が危惧されるときは、迅速に測定、公表します。
- ・屋外燃焼行為禁止の正しい情報提供を行うとともに、開成グリーンリサイクルセンターの利用を促します。
- ・工場・事業所などから公害の発生を未然に防ぐため、県・町環境保全推進連絡会※１と協力して自主管理体制の充実を促します。

※１ 町環境保全推進連絡会：町に所在する事業所の環境保全担当者の知識高揚と快適な生活環境保全のため、環境に関する研究や資料収集、各種活動を行う組織。

基本目標3 地球環境との共生 ～次の世代に美しい地球環境を引き継ごう～

方針1：限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう

- 温室効果ガス排出量の抑制
 - ①地球温暖化防止実行計画を見直し、公共施設における省エネルギーに取り組めます。
 - ②環境性能に優れた電気自動車（EV）の普及を促進するとともに、公用車へのEVの導入を検討します。
 - ③家庭や事業所における省エネルギーを推進するため、家庭や事業所で実践できる省エネルギーの事例紹介を行います。
 - ④町民一人ひとりが家庭における温室効果ガスの排出を抑制するための取組みについて考え、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、省エネ家計簿の普及やマイバック運動の推進に努めます。
 - ⑤環境に優しい行動を登録・公表し、実践する「マイアジェンダ制度」の普及を通じて、町民・企業・行政などのすべての主体の自主的な環境配慮活動を促進します。
 - ⑥公共施設における節電対策を積極的に進めるとともに、町民や企業に対してホームページや広報誌などを活用し、節電の必要性や節電のメニューの周知を図ります。
- 新エネルギーの利活用の推進
 - ①ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置費補助を実施し、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置を促進します。
 - ②開成町あじさい公園に設置した小水力発電の環境教育での利活用を促進します。
 - ③公共施設の整備にあたっては、太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
 - ④企業や町民に対して省エネルギー意識や創エネルギー意識の普及・啓発に努めます。
- 気候変動に適応できるまちづくりの推進
 - ①地域防災計画に基づき、気候変動によって、増える傾向のある台風やゲリラ豪雨などの水害には、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みを推進します。

方針2：環境負荷の少ないまちづくりを進めよう

- 自転車利用の促進
 - ①自転車を利用しやすい環境づくりを進めるため、子どもの自転車の安全な乗り方教室を開催します。
 - ②自転車・歩行者キャンペーンを通じて、近距離の移動における自転車利用を促進します。
 - ③商業の活性化を図るため、足柄上商工会と連携したレンタサイクルの取組みを推進します。
 - ④あしがり郷瀬戸屋敷に設置した「自転車の駅」のPRの促進及び有効活用を検討します。
- 自転車利用環境の整備
 - ①開成駅周辺の自転車利用者の増加に対応するため、駐輪場の確保に努めます。
 - ②自転車利用を促進するため、自転車走行空間のネットワーク化を検討します。
 - ③自転車の乗り方を習得するための練習所や自転車での走行を楽しむことができる場所の確保に努めます。
- 公共工事等における環境に配慮した計画・工法・資材等の導入に努めます。

基本目標 4 行政・企業・住民一体の環境まちづくり

～長い目、広い視野でともに積極的に取組もう～

方針 1：環境に対する知識・情報を身に付けよう

- ・子どもを対象にした環境教育の充実を図るとともに、幼児から大人まで、各世代の学習ニーズに応じた環境学習の企画・実施に努めます。
- ・環境美化意識の向上を図るため、町民を対象とした環境に関する学習会、環境講演会、見学会や自然体験会などを開催します。
- ・町民や自治会、民間の環境団体などを対象とした環境学習の場の提供や学習のための支援を行います。

方針 2：自主的な環境保全活動を進めよう

- ・省エネ家計簿の利用促進を図るため、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置の補助申請者に利用を勧めたり、自治会を通じたPRなどを行います。
- ・地域の環境活動に関する情報を提供し、環境保全活動を推進します。
- ・町民環境調査を継続的に実施します。

方針 3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう

- ・環境シンポジウムなど町民の参加する環境学習・行動の機会を創出します。
- ・幅広い世代の町民が参加できるイベント等を企画し、環境に関心を持つ住民の裾野を広げます。
- ・自治会・環境美化推進協議会委員・企業・行政などが相互に交流できる機会の創出に努めます。
- ・環境政策への町民参加を促進するため、環境審議会委員への一般公募を推進します。

ごみ減量のための 1 R(リフューズ) + 3 R(リデュース、リユース、リサイクル)に取組もう！

+ 1

Refuse(リフューズ)
不要なものはもらわない
買わない、使わない

- 買う時に、使うかどうか、よく考えましょう。
- 計画的な買い物をしましょう。
- 買い物はエコバックを持参し、ごみになるものをできるだけ、家に持ち帰らないようにしましょう。
- 使い捨ての割りばしなどは断りましょう。



2

Reuse(リユース)
再利用する

- マイボトル、マイ箸を使いましょう。
- リフォームや修理で再生し、ものを大事に使いましょう。
- リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー等を活用し、ものを流通させ、再利用しましょう。



1

Reduce(リデュース)
ごみになるものは減らす

- 食事は残り物が出ないように作りましょう。
- 詰め替え商品を買ひ、ごみを減らしましょう。
- 生ごみの水切りをし、ごみの量を減らしましょう。
- 生ごみ処理機を使い、生ごみを有効利用し、ごみの量を減らしましょう。



3

Recycle(リサイクル)
再利用・再資源化する

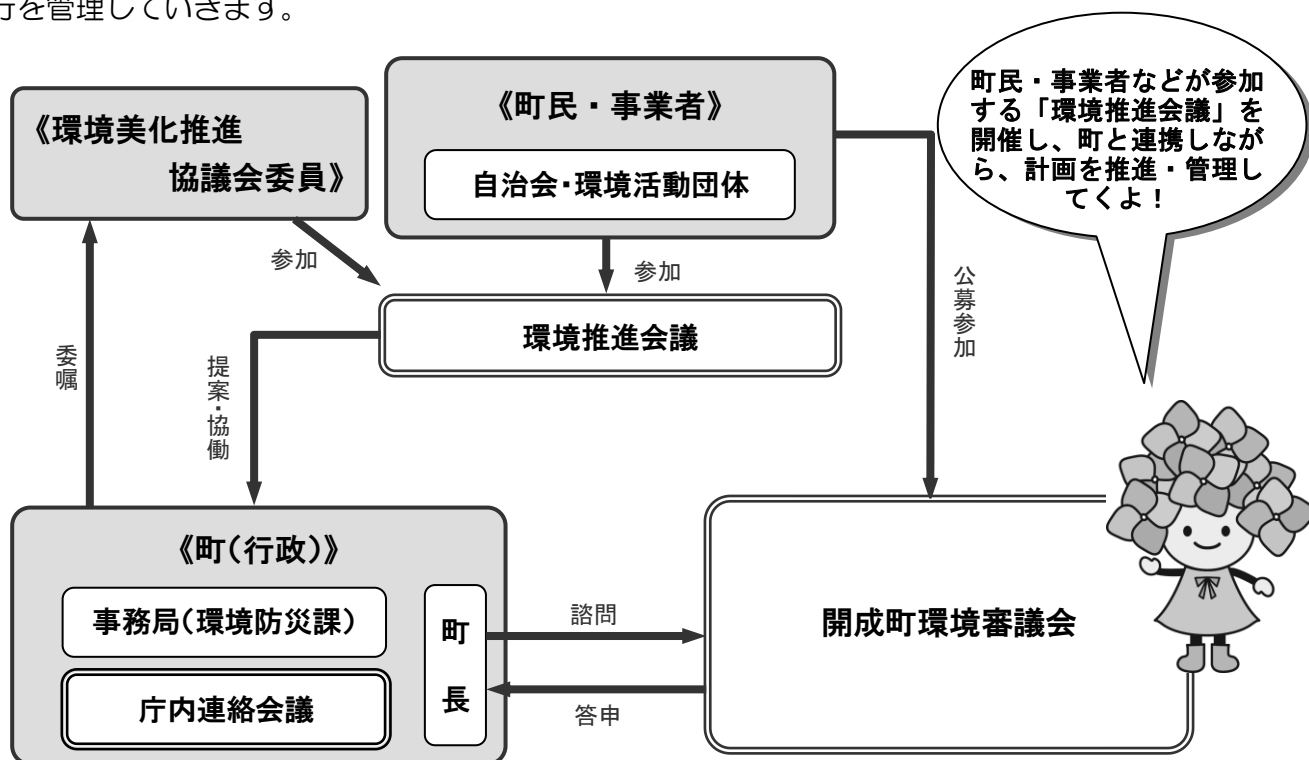
- 資源ごみは必ず分別して出しましょう。
- 学校、地域等で取組む集団資源回収に積極的に参加・協力しましょう。
- 人のために、資源を循環させる意識をもちましょう。



V 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

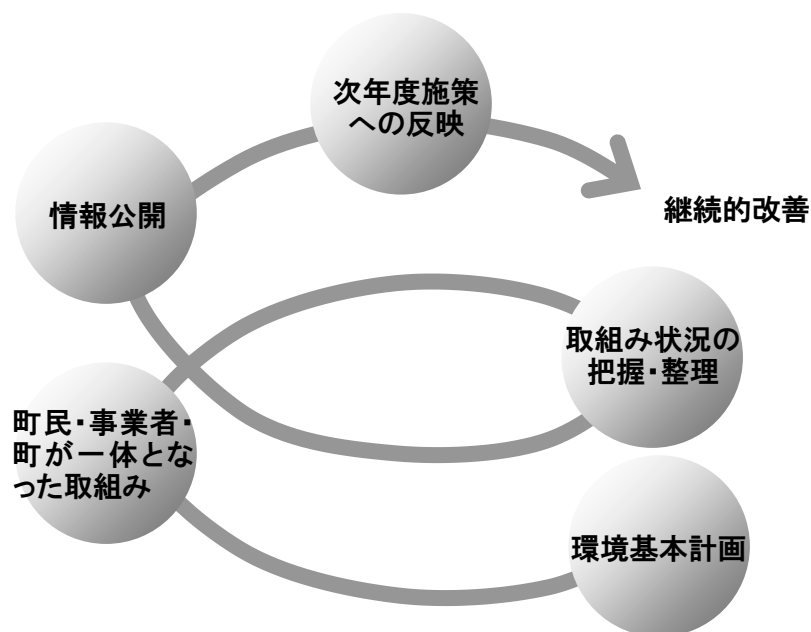
本町の環境を守り、改善していくためには、この計画に示した町民・事業者・町（行政）の様々な取組みを一歩ずつ着実に進めていくことが必要です。このため、以下のような体制で計画の進行を管理していきます。



2 計画の進行管理・推進方策

取組みの方針に対する達成目標については、総合計画における進行管理と連携しつつ、事務局（環境防災課）が定期的に把握・整理し、開成町環境審議会に報告します。

これらの取組み状況や取組み結果については、適宜、ホームページ等で公開し、広く情報を共有するとともに、次年度施策に反映するなど、「計画」→「実施」→「評価」→「改善」という流れによる継続的かつ確実な進行管理を徹底していきます。



環境基本計画では、町民の
取組みが定められています。
□にチェックを入れて日頃の行動
を確認してみてね！



Ⅵ 町民の取組み

基本目標 1 水と緑の保全と創出

～開成町ならではのうおいとせせらぎを育もう～

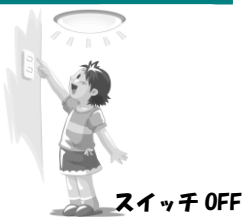
- 家庭での節水に心がけます。
- 洗剤や油で排水を汚さないようにします。
- 地元の農産物を積極的に購入します。
- ふれあい農園などを利用し、農業への理解を深めます。
- 敷地の緑化やプランター設置などに努めます。
- 近くの公園や街路樹などの維持・管理活動に参加します。
- ホテルや魚など町の生き物について学習し、保護活動などに参加します。
- 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を行い、生活雑排水の水路への流入を抑制します。
- 浄化槽の維持管理を徹底します。



基本目標 3 地球環境との共生

～次の世代に美しい地球環境を引き継ごう～

- 不要な照明をこまめに消したり、LEDなど省エネ型電球への交換、適正な冷暖房温度の設定など、できるところから実践行動します。
- 自動車の利用を極力控え、公共交通や自転車等の利用、または徒歩などに転換します。
- 「マイエコ10宣言^{※1}」します。
- 自治会は、家庭での節電や自転車利用促進などのPR活動に積極的に取り組みます。
- 車を買う際は、低公害車の導入に努めます。
- 家を建て替える際には、ゼロネットエネルギーハウスなどの省エネ・創エネ住宅の導入、クリーンエネルギーの導入を検討します。
- 身近な移動には、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。



基本目標 2 生活からの環境負荷軽減

～環境に負担をかけない生活を心がけよう～

- ごみの分別を徹底します。
- リサイクル活動に積極的に参加します。
- 過剰包装を断り、買い物袋を持参します。
- ごみの出し方・分別のルールを守ります。
- 生ごみは水分を切り、ごみの減量化、ごみの燃焼効率の向上に協力します。
- 道路や水路へのごみのポイ捨てをなくします。
- 「かいせいクリーンデー」などの美化活動に積極的に参加し、環境美化への認識を高めます。
- 犬・猫などのペットが他人に危害を与えたり、迷惑をかけないように適正に管理します。
- 定期的に草刈を行うなど、自己管理地を美しく維持します。
- 有害物質を発生する合成繊維・樹脂・ゴム・ビニール等を燃やさないようにします。
- 家庭生活や車、バイク等から出る騒音に配慮します。
- 屋外燃焼行為をしないようにします。(例外規定内の行為は除く)



基本目標 4 行政・企業・住民一体の環境まちづくり

～長い目、広い視野でともに積極的に取組もう～

- 自然体験などの環境学習会に参加します。
- 環境に関する情報を積極的に活用します。
- 自治会や民間の環境団体は、町民が取組む環境情報の伝達に努めます。
- 省エネ家計簿を使い、生活をチェックします。
- 環境を考える団体などの情報に目を向けます。
- 町民による環境保全活動などに参加します。
- 環境にやさしい製品を積極的に購入します。
- 自治会へ加入し、自治会活動を通し、環境活動へ参加します。
- 環境学習会に積極的に参加します。
- 「あじさいの里親^{※2}」に登録します。
- 環境活動を行うボランティア団体等の活動に参加します。

※1 マイエコ 10 宣言：「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」の 10 個の行動宣言の項目から、取り組みそうなことを宣言するもの

※2 あじさいの里親：「あじさいの里」の花の管理や清掃活動を行ってもらう住民ボランティア

Ⅶ 事業者の取組み

環境基本計画では、事業者の取組みが定められています。
□にチェックを入れて日頃の行動を確認し、積極的に取組もう！



基本目標1 水と緑の保全と創出

～開成町ならではのうまいとせせらぎを育もう～

- 再生水の利用など、水の循環利用を進めます。
- 公共下水道への接続を行います。
- 農作業の実習会など農業への理解者増に努めます。
- 環境に配慮した農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- 地元の農産物を取り入れ、積極的に販売します。
- 工場や店舗の緑化に努めます。
- 農業者は生き物が生息できる水田づくりに努めます。
- 生態系に配慮した開発に努めます。
- 減農薬による生産に努めます。



建物周辺の緑化

基本目標3 地球環境との共生

～次の世代に美しい地球環境を引き継ごう～

- 省エネ製品などの普及を図ります。
- 低公害車の導入、車両の効率的利用を図ります。
- アイドリングストップなどエコドライブに心がけます。
- 「COOL CHOICE※1」、「マイエコ10宣言」などのCO2削減活動に取組みます。
- クリーンエネルギーの導入を検討するなど、地球温暖化防止に協力します。
- 通勤での自動車利用を控えるとともに、身近な移動は、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。



基本目標2 生活からの環境負荷軽減

～環境に負担をかけない生活を心がけよう～

- 事業系ごみの排出抑制に努めます。
- 販売での分別回収など資源の有効利用に取組みます。
- ごみを適正に分別し、リユース、リサイクルなど資源化に努めます。
- 事業系生ごみの堆肥化を推進します。
- 地域の美化活動に積極的に参加します。
- 不法投棄されないよう、自己所有地の管理を行います。
- 事業所内の美化を推進します。
- 事業所内から発生する騒音に配慮します。
- 公害防止のため、自主管理体制を徹底します。
- 農業者は野外燃焼行為を行う場合、近隣に配慮します。



基本目標4 行政・企業・住民一体の環境まちづくり

～長い目、広い視野でともに積極的に取組もう～

- 環境に関する情報を積極的に活用します。
- 従業員に環境教育を進めます。
- 町民を対象とした工場見学会や講習会等の開催に努めます。
- 環境マネジメントシステムにより、継続的な環境保全に努めます。
- 環境にやさしい製品づくりに努めます。
- 商店ぐるみの「マイバック持参制度」を推進します。
- 環境学習会に積極的に参加します。
- 従業員の環境活動への参加を推奨します。(環境奉仕の休暇制度など)
- 「あじさい基金※2」に賛同、参加します。
- 「あじさいの里親」に登録します。

※1 COOL CHOICE：平成27年7月からスタートした地球温暖化防止のための国民運動。2030年度の温室効果ガス削減目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すもの

※2 あじさい基金：町民の共有財産である「あじさいの里」の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐために実施する事業に要する経費の財源に充てるために設置された基金

お問い合わせ

開成町 町民サービス部 環境防災課
〒258-8502
神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地 開成町役場
電話 0465-83-2311 (代表)
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>



平成29年3月
開成町